

令和7年1月21日

## 消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

### ○特記事項あり

#### 液晶ディスプレイモニターに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件  
(うちガスこんろ（LPガス用）1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 1件  
(うち液晶ディスプレイモニター1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 7件  
(うちノートパソコン1件、ヘアドライヤー1件、電気洗濯機1件、  
リチウム電池内蔵充電器3件、電動アシスト自転車1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件  
該当案件なし
  1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項  
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。  
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 6. 特記事項

シャープ株式会社が輸入した液晶ディスプレイモニターについて  
(管理番号 : A202401025)

### ①事故事象について

シャープ株式会社（法人番号：6120001005484）が輸入した液晶ディスプレイモニターから発煙し、当該製品の内部部品の一部を焼損する火災しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

### ②当該製品のリコール（無償点検・修理）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、電源基板内に使用しているフィルムコンデンサーの製造不良により内部短絡を起こし、発煙するおそれがあるとして、事故の再発防止を図るため、2009年（平成21年）6月8日、ホームページに情報を掲載して、注意喚起を行うとともに、対象製品について無償点検及び修理（電源基板内の当該コンデンサーを対策済み製品と無償交換）を実施しています。

なお、今般報告のあった当該製品（管理番号：A202401025）の事故の原因が、上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

### ③対象製品：機種名、製造期間、対象台数

機種名	製造期間	対象台数
IT-PC26M1（※）	2004年12月～2005年5月	13,900
IT-26M1	2004年11月～2005年10月	7,156
IL-26M1	2004年11月～2005年1月	520
合 計		21,576

※「IT-PC26M1」はパソコンPC-TX26G、PC-TX26GSのモニタ一部の機種名

2009年（平成21年）6月8日からリコール（無償点検・修理）を実施  
回収率：36.2%（2024年12月31日時点）

### ＜リコール対象製品での事故件数＞

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2024年度	0	—	2016年度	0	—
2023年度	0	—	2015年度	0	—
2022年度	0	—	2014年度	0	—
2021年度	0	—	2013年度	0	—
2020年度	0	—	2012年度	0	—
2019年度	0	—	2011年度	0	—
2018年度	0	—	2010年度	1	火災
2017年度	0	—			

※当該事故（管理番号：A202401025）は含まない。

＜対象製品の外観及び確認方法＞

モニター背面右下部に表示の機種名（形名）を確認してください。



＜モニター背面＞



※写真はIT-26M1です。

IT-26M1、IL-26M1、IT-PC26M1との形名表示があるものが  
対象機種です。

注. PC-TX26G/PC-TX26GS は、パソコンと液晶マルチメディアモニターをセット販売したモデルです。モニター背面には、「IT-PC26M1」の機種名（形名）を表示しています。

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び修理を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

シャープ株式会社「お申し出窓口」

電 話 番 号 : 0120-606-190

受 付 時 間 : 9時～18時（月曜～土曜）

9時～17時（日曜・祝日）

（年末年始を除く）

ウェブサイト : <https://jp.sharp/support/announce/pc26m1.html>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当 : 荒木、別所、庄田

電 話 : 03(3507)9204（直通）

U R L : <https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担 当 : 江藤、山田、遠藤

電 話 : 03(3501)1511（内線）4311

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202401029	令和7年1月4日	令和7年1月16日	ガスこんろ(LPガス用)	C3WC3RJTR	株式会社ハーマン	火災 死亡1名	当該製品及び建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	広島県	令和7年1月7日に経済産業省産業保安グループにて公表済 令和7年1月17日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202401025	令和7年1月6日	令和7年1月16日	液晶ディスプレイモニター	IT-26M1	シャープ株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品から発煙し、当該製品の内部部品の一部を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	滋賀県	令和7年1月17日に消費者安全法の重大事故等として公表済 平成21年6月8日からリコールを実施 (特記事項を参照) 回収率:36.2%

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202401026	令和6年12月30日	令和7年1月16日	ノートパソコン	火災	店舗で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202401027	令和6年10月22日	令和7年1月16日	ヘアドライヤー	火災	当該製品の電源プラグをコンセントに差し込み、スイッチを入れたところ、当該製品の電源プラグとコンセントとの接続部から発火する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	熊本県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年1月6日
A202401028	令和7年1月5日	令和7年1月16日	電気洗濯機	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	令和7年1月17日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202401030	令和6年12月21日	令和7年1月16日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、異音とともに、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年1月9日
A202401031	令和6年11月26日	令和7年1月16日	リチウム電池内蔵充電器	火災	店舗で当該製品を照明器具の電源として使用中、異音とともに、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年1月10日
A202401032	令和6年3月20日	令和7年1月17日	電動アシスト自転車	火災	火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和6年5月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年3月25日 報告書の提出期限を超えており、事業者に対して厳重注意
A202401033	令和6年11月8日	令和7年1月17日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品に他社製ACアダプターを接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年1月10日

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし